

離婚届

令和〇年〇月〇日届出

受理 令和 年 月 日					
第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票 通知

小金井市長 殿

外国籍の方は西暦でご記入ください。→

(1) 氏名	夫 甲野 義太郎	妻 甲野 梅子
生年月日	昭和 平成 〇年〇月〇日	昭和 平成 〇年〇月〇日
住所	東京都 小金井市 前原町 3丁目 41番地 15号	東京都 小金井市 本町 6丁目 6番地 3号 役所荘
本籍	東京都 小金井市 本町 六丁目 6番地	
(2) 筆頭者の氏名	甲野 義太郎	
父母及び養父母の氏名	夫の父 甲野 幸雄	妻の父 乙川 忠治
父母との続柄	母 甲野 花子	母 丙島 春子
養父母の氏名	養父	養母 乙川 桃子
養父母との続柄	養子	養女
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
(4) 婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 甲野啓太郎、甲野松子 妻が親権を行う子	
(6) 同居の期間	平成11年〇月 から 令和〇年〇月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(7) 別居する前の住所	東京都 小金井市 前原町 3丁目 41番地 15号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
(10) 届出人署名	夫 甲野 義太郎 印	妻 甲野 梅子 印
事件簿番号		

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本
 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
 和解離婚のとき→和解調書の謄本
 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意)	甲野 幸雄 印
生年月日	昭和 平成 〇年〇月〇日
住所	東京都 台東区 浅草 1丁目 2番地 3号
本籍	東京都 杉並区 西荻北 3丁目 100番地

□には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。
 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)
 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。

面会交流について取決めをしている。
 まだ決めていない。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。
 まだ決めていない。

取決め方法：(□公正証書 それ以外)

このチェック欄についての法務省の解説動画 

【小金井市役所開庁時間】
 平日(月～金) 午前8時30分～午後5時
 休日開庁日 午前9時～午後1時
 ※休日開庁日はホームページ等であらかじめご確認ください。

上記以外のすべての時間帯
 夜間窓口(本庁舎1階施設管理室)にて届書をお預かりします。
 翌開庁日に戸籍係職員が審査し、受理決定した場合、受理日は届出した日になります。

※休日開庁及び夜間窓口での届出は、翌開庁日に戸籍係職員が審査した際、不備や訂正箇所が見つかった場合は、後日改めて来庁の上、訂正していただくことがあります。

◎署名は必ず本人が自署してください。
 ◎本人確認書類をご持参ください。
 (例：運転免許証、マイナンバーカード)